

事業系ごみの処理方法について

◆事業所から発生するごみの処理について

事業活動から発生したごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条、「河内町廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例」第4条により、そのごみを排出した事業者が適正に処理しなければならないと定められています。

そのため、事業活動から発生したごみ（以下「事業系ごみ」）は、各地区の集積所に出すことができません。

事業系ごみを地域のごみ集積所に不適正排出する行為は、不法投棄に該当し、「廃棄物処理法」により処罰されます。

◆事業系ごみとは？

事業活動に伴って排出されるごみ全てをいい、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分類されます。

○産業廃棄物

（あらゆる事業活動に伴うもの）

- ・燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・鋳さい・がれき類・ばいじん

（特定の事業活動に伴うもの）

- ・紙くず（建設業、製造業、製紙業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業）
- ・木くず（建設業、製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業）
- ・繊維くず（建設業、製造業）
- ・動植物性残渣（製造業）
- ・動物系固形不要物（畜産業）
- ・動物の糞尿（畜産業）
- ・動物の死体（畜産業）

（その他）

- ・これらの産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの

○事業系一般廃棄物

産業廃棄物以外の事業系ごみ

◆事業系一般廃棄物の処理方法

○許可業者との契約によるごみ処理

許可業者に収集回数や料金等ご相談のうえ、契約して下さい。

許可業者名	住 所	電 話 番 号
(有) 榊 原 商 店	潮来市潮来7 1 6 6番地	0299-63-1726
塚 本 商 店	龍ヶ崎市大徳町3 6 1番地6	090-3221-3428
(株) 栄 林	龍ヶ崎市佐貫3-11-14	0297-66-9849
(有) 田 岡 商 店	取手市宮和田1030-29	0297-83-6409
(有) 石 浜	龍ヶ崎市6 9 7番地	0297-62-2505
ダ イ ニ ー ズ	河内町片巻1 4 8 8番地	0297-86-2745
(株) 和 光 商 事	千葉県香取郡多古町南玉造1 6 6 5番地1	0479-76-8951
(有) 総合環境サービス	千葉県印西市大森4 4 5 0番地1 8 7	0476-42-6100
(有) 小 嶋 建 材	稲敷市戌渡4 3 1番地	0297-87-2563
(株) 協 栄	龍ヶ崎市城之内1丁目2 0番地2	0297-64-3004

町の定める基準（※）に従って、適正に分別して下さい。

○清掃工場「クリーンプラザ・龍」への自己搬入によるごみ処理

町の定める基準（※）に従って、適正に分別したうえで、クリーンプラザ・龍へ自己搬入することができます。ただし、搬入できないものもありますので、事前にご確認下さい。

受付時間：午前8時30分から正午及び午後1時から午後4時30分まで

※日曜日・祝日・ゴールデンウィーク・年末年始を除く。

料 金：10kg未満・・・260円

10kg以上・・・10kgにつき260円

お問合せ：龍ヶ崎地方塵芥処理組合「クリーンプラザ・龍」

茨城県龍ヶ崎市板橋町436番地2

電 話 0297-60-1777

URL <http://ryugasakijinkai.ec-site.jp/>

※町の定める基準

燃えるごみ

生ごみ類、再生できない紙類（ティッシュペーパー・感熱紙）等

燃えないごみ

せともの類、ガラス類、小型家電等

粗大ごみ

大きさが1m以上または重さが10kg以上の大型ごみ

資源物

新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、紙パック、ペットボトル、白色トレイ、
布類、あき缶・鉄類、あきビン類等

◆産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物処分業者に持ち込むか、産業廃棄物収集運搬許可業者に依頼し、処分して下さい。なお、産業廃棄物収集運搬許可業者等については、下記にお問合せ下さい。

○産業廃棄物処分業の許可業者に関すること

茨城県生活環境部廃棄物対策課 TEL029-301-3033

○産業廃棄物の処理に関すること

茨城県県南県民センター環境・保安課 TEL029-822-8364